

第3章 監査

○鳥羽志勢広域連合監査委員条例

〔平成12年8月29日
条例第3号〕

改正 平成30年2月23日条例第1号

鳥羽志勢広域連合監査委員条例（平成11年鳥羽志勢広域連合条例第23号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第202条の規定に基づき、監査委員に関し必要な事項を定めるものとする。

（定期監査）

第2条 法第199条第4項の規定による監査は、毎年5月から9月までの間に行う。

2 前項の監査を行うときは、監査委員は、その期日その他必要な事項を7日前までに広域連合長その他監査を受ける者に通知しなければならない。

（随時監査）

第3条 法第199条第5項若しくは第7項又は第235条の2第2項の規定による監査を行うときは、監査委員は、その期日その他必要な事項を7日前までに広域連合長その他監査を受ける者に通知しなければならない。ただし、監査委員において緊急の必要があると認めるときは、この限りでない。

（請求又は要求による監査）

第4条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第242条第1項若しくは第243条の2の2第3項の規定による監査の請求又は法第199条第6項若しくは第7項若しくは第235条の2第2項の規定による監査の要求があったときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から20日以内に監査を行わなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、その旨を監査の請求又は要求をしたものに通知して延期することができる。

2 前項に規定する監査を行うときは、その期日その他必要な事項を広域連合長その他監査を受ける者に通知しなければならない。

（出納検査）

第5条 法第235条の2第1項の規定による現金の出納検査は、毎月15日に行う。ただし、その期日が鳥羽志勢広域連合の休日を定める条例（平成11年鳥羽志勢広域連合条例第2号）第1条第1項に定める休日に当たるときは、その翌日とする。

2 監査委員は、やむを得ない事由があるときは、前項の期日を変更することができる。

（決算等の審査）

第6条 監査委員は、法第233条第2項又は第241条第5項の規定により決算、証書類その他の書類が審査に付されたときは、その日から90日以内に審査を行い、意見を付けて広域連合長に送付しなければならない。

（請願の処理）

第7条 監査委員は、法第125条の規定により議会から請願の送付を受けたときは、速やかに処理しなければならない。

（公表の方法）

第8条 監査委員が行う公表は、鳥羽志勢広域連合公告式条例（平成11年鳥羽志勢広域連合条例第1号）に定める公表の例による。

（委任規定）

第9条 この条例に定めるものを除くほか、監査委員に関し必要な事項は、監査委員が協議して定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。